

西区まちづくり委員設置規約

西区長決定

(目的)

第1条 西区まちづくり委員（以下「本委員」という）は、神戸市西区（以下、「運営者」という）が実施する、市政・区政等に関する意見交換及び、情報共有等に協力することを目的として設置する。

(活動)

第2条 本委員の活動内容は次の各号のとおりとする。

- 1 市及び区が進める施策等に関し、電子メール・郵送・FAXを活用した意見交換
- 2 前号の内容をより深く議論するための会議への参加
- 3 行政情報等の受信
- 4 その他運営者が必要と認める事項

(組織・運営)

第3条 本委員の組織・運営の内容は次の各号のとおりとする。

- 1 委員は区内の各種団体、事業者及びその他本委員の活動の推進に適した者の中から、区長が委嘱する。
- 2 委員の数は、概ね50名程度とする。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前条の各号に係る事務は西区総務部まちづくり課が行う。

(公開)

第4条 本委員に関する公開は次の各号のとおりとする。

- 1 委員名簿、第2条の各号に関する資料、同条1号の結果及び2号の議事要旨は、神戸市情報公開条例第10条各号のいずれかに該当する情報を除き、原則公開とする（西区ホームページに掲載）。
- 2 第2条2号の会議は原則非公開とする。

(その他)

第5条 この規約に定めのない事項は、必要に応じて運営者が定める。

附 則

この規約は、令和2年6月1日から施行する。